

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改正する規則新旧対照表

○ 大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則（平成5年条例第4号）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4章 廃棄物再生利用業</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第34条 施行規則第2条第2号若しくは第2条の3第2号の規定による指定（以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。）又は施行規則第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定による指定（以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(12) (略)</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第35条 市長は、廃棄物の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者から施行規則第2条第2号又は第9条第2号の規定による指定の申請があった</p>	<p>第4章 廃棄物再生利用業</p> <p>（指定の申請）</p> <p>第34条 施行規則第2条第2号若しくは第2条の3第2号の規定による指定（以下「一般廃棄物再生利用業の指定」という。）又は施行規則第9条第2号若しくは第10条の3第2号の規定による指定（以下「産業廃棄物再生利用業の指定」という。）を受けようとする者は、次に掲げる事項<u>（一般廃棄物再生利用業の指定を受けようとする者については、第11号に掲げる事項を除く。）</u>を記載した申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)－(12) (略)</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第35条 市長は、廃棄物の再生輸送（再生利用のための収集又は運搬をいう。以下同じ。）を業として行おうとする者から施行規則第2条第2号又は第9条第2号の規定による指定の申請があった</p>

場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)－(7) (略)

(8) 申請者が第15条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと

(9)－(10) (略)

2 市長は、廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)－(8) (略)

(9) 申請者が第15条の2第2項各号のいずれにも該当しないこと

(10)－(13) (略)

(指定の効力の停止)

第40条 市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

(1) (略)

(2) 第35条第1項各号又は第2項各号に規定する基準に適合しな

場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)－(7) (略)

(新設)

(8)－(9) (略)

2 市長は、廃棄物の再生活用を業として行おうとする者から施行規則第2条の3第2号又は第10条の3第2号の規定による指定の申請があった場合には、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、これらの規定による指定をしないものとする。

(1)－(8) (略)

(新設)

(9)－(12) (略)

(指定の効力の停止)

第40条 市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその指定の効力を停止することができる。

(1) (略)

(2) 第35条第1項各号又は第2項各号に規定する基準に適合しな

なくなったとき（次条第1項第1号又は第2号に該当するときを除く。）

(3) (略)

(指定の取消し)

第40条の2 市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

(1) 第15条の2第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき

(2) 前号に掲げるもののほか、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき

(3)－(4) (略)

2 (略)

なくなったとき（次条第1項第1号に該当するときを除く。）

(3) (略)

(指定の取消し)

第40条の2 市長は、廃棄物再生利用業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すものとする。

(新設)

(1) 法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき

(2)－(3) (略)

2 (略)